

平成 25 年 分
(平成 年 月 日開催分)



収 支 報 告 書

- (ふ り が な)
1. 政治団体の名称 せいりし、たけまこういちこうえんかい
税理士による武正公一後援会
2. 主たる事務所の所在地 さいたま市緑区東浦和4丁目7番地6号
3. 代表者の氏名 鈴木 孝
4. 会計責任者の氏名 石坂 健一

事務担当者の氏名

石坂 健一

(電話) 048-887-1221

収 受	チェック
実 戸	64 11

一連番号
1443

団 体 コード	年 分	期 表	番 号	行 番	届 出 年 月 日
1 2 0 9 5 9 0 2 5	6 7	9 1 0 1 0 0 0 0	1 3 1 4 1 6 1 7	2 3	H 2 6 0 1 1 0

異動

1	新規
2	修正
3	取消

政治団体の区分

- ☐ 政 党
- ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- ☐ 政党の支部
- ☒ その他の政治団体
- ☐ 政治資金団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動の区分

- ☐ 2以上の都道府県の区域等
- ☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
- ☒ 無

公職の種類

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

武正公一

公職の種類

衆議員議員

資金管理団体の指定の期間

平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

10 13
0 2 0 0

(その2)

収 支 の 状 況

1. 収支の総括表

	14	16	77	十億	百万	千	88
収 入 総 額	0	1	0			6 8 6	4 7 4
(前年からの繰越額)	0	2	0			2 2 8	4 1 9
(本年の収入額)	0	3	0			4 5 8	0 5 5
支 出 総 額	0	4	0			2 8 2	6 2 0
翌 年 へ の 繰 越 額	0	5	0			4 0 3	8 5 4

2. 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

	十億	百万	千	円
金 額	0	6	0	2 3 0 0 0
員 数	0	7	0	4 6 人

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	REC No.	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0 8 0	十億 百万 千 円	
(うち特定寄附)	0 9 0		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	1 0 0		
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	1 1 0	1 5 4 0 0 0	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	1 2 0	1 5 4 0 0 0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	1 3 0		
イ 政 党 匿 名 寄 附	1 4 0		
合 計 (ア+イ)	1 5 0	1 5 4 0 0 0	

10 13
0 5 0 0

(その6)

(6) その他の収入																				
14			16 17			76 77			金			額			88			備考		

10 0 6 2 0 13
(政治団体用)

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳										寄 附 者 の 区 分			政 治 団 体		
団 体 の 名 称			金 額					年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考				
14	16	17	76	77	十 億	百 万	千	88 円	89	108					
0	0	1	東京信託税理士政治連盟				8	6	0	0	0	25.2.26	さいたま市大宮区桜木町4丁目33番地13号 04Sビル 14階	木村 義	
0	0	2	埼玉県税理士政治連盟				6	8	0	0	0	25.3.29	さいたま市大宮区大宮町1丁目289番地2号 埼玉県税理士会館	荻野 喜平	
8	0	0	この頁の小計				1	5	4	0	0	0			
8	1	0	その他の寄附								0				
9	0	0	合 計				1	5	4	0	0	0			

[illegible]

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 その他経費 ()				
支 出 の 目 的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
監査費用	十億	百万	千	円					
			10	500	25.1.11	税理士法人小滝会計	さいたま市浦和区高砂 1-2-1 エイパツ797-107		
都市政策研究会 トリップ代-会費			6	000	25.4.10	浦和ロイヤルバインズホテル	" " 仲町 2-5-1		
この頁の小計			70	500					
その他の支出			26	120					
合 計			96	620					

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価格が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

1. 領収書等の写し
2. 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
3. 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 26 年 / 月 6 日

政治団体の名称 税理士による武正公一後援会

会計責任者の氏名 石坂 健一 

※解散の場合のみ代表者も記名押印又は署名すること。

代 表 者 の 氏 名 _____ 

政治資金監査報告書

平成 26 年 1 月 9 日

税理士による武正公一後援会

代表 鈴木 孝 殿

登録政治資金監査人 小 滝 敏 郎

登 録 番 号 第 1 4 4 6

研修修了年月日 平成 20 年 11 月 28 日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、税理士による武正公一後援会の平成 25 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴収した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、税理士による武正公一後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった

支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

税理士による武正公一後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、税理士による武正公一後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上